

改正案	取 行
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 居宅療養管理指導 イ・ロ (略) ハ 居宅療養管理指導 注 別に厚生労働大臣が定める療養食を必要とする利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、具体的な献立に従って実技を伴う指導を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。</p> <p>6 通所介護費 注 1～4 (略)</p> <p><u>5～7 (略)</u></p> <p>7 通所リハビリテーション費 注 1～3 (略)</p> <p><u>4～8 (略)</u></p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 居宅療養管理指導 イ・ロ (略) ハ 居宅療養管理指導 注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者の居宅を訪問し、具体的な献立に従って実技を伴う指導を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。</p> <p>6 通所介護費 注 1～4 (略) <u>5 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所介護事業所において通所介護計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき39単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p><u>6～8 (略)</u></p> <p>7 通所リハビリテーション費 注 1～3 (略) <u>4 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所リハビリテーション事業所において通所リハビリテーション計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき39単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p><u>5～9 (略)</u></p>

- 1 -

<p>8 短期入所生活介護費(1日につき)</p> <p>イ 短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p>a 要支援 <u>597単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>641単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>712単位</u></p> <p>d 要介護3 <u>782単位</u></p> <p>e 要介護4 <u>853単位</u></p> <p>f 要介護5 <u>923単位</u></p> <p>(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p>a 要支援 <u>679単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>723単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>794単位</u></p> <p>d 要介護3 <u>864単位</u></p> <p>e 要介護4 <u>935単位</u></p> <p>f 要介護5 <u>1,005単位</u></p> <p>(2) 併設型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p>a 要支援 <u>563単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>607単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>678単位</u></p> <p>d 要介護3 <u>748単位</u></p> <p>e 要介護4 <u>819単位</u></p> <p>f 要介護5 <u>889単位</u></p> <p>(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p>a 要支援 <u>645単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>689単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>760単位</u></p>	<p>8 短期入所生活介護費(1日につき)</p> <p>イ 短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p>a 要支援 <u>831単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>875単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>946単位</u></p> <p>d 要介護3 <u>1,016単位</u></p> <p>e 要介護4 <u>1,087単位</u></p> <p>f 要介護5 <u>1,157単位</u></p> <p>(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p>a 要支援 <u>765単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>799単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>854単位</u></p> <p>d 要介護3 <u>909単位</u></p> <p>e 要介護4 <u>964単位</u></p> <p>f 要介護5 <u>1,019単位</u></p> <p>(三) 単独型短期入所生活介護費(Ⅲ)</p> <p>a 要支援 <u>723単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>752単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>797単位</u></p> <p>d 要介護3 <u>843単位</u></p> <p>e 要介護4 <u>889単位</u></p> <p>f 要介護5 <u>934単位</u></p> <p>(2) 併設型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p>a 要支援 <u>797単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>841単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>912単位</u></p> <p>d 要介護3 <u>982単位</u></p> <p>e 要介護4 <u>1,053単位</u></p> <p>f 要介護5 <u>1,123単位</u></p> <p>(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p>a 要支援 <u>731単位</u></p> <p>b 要介護1 <u>765単位</u></p> <p>c 要介護2 <u>820単位</u></p>
---	---

d 要介護3	830単位
e 要介護4	901単位
f 要介護5	971単位

d 要介護3	875単位
e 要介護4	930単位
f 要介護5	985単位

(三)併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)

a 要支援	689単位
b 要介護1	718単位
c 要介護2	763単位
d 要介護3	809単位
e 要介護4	855単位
f 要介護5	900単位

ロ ユニット型短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援	675単位
b 要介護1	705単位
c 要介護2	752単位
d 要介護3	800単位
e 要介護4	848単位
f 要介護5	895単位

(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援	675単位
b 要介護1	705単位
c 要介護2	752単位
d 要介護3	800単位
e 要介護4	848単位
f 要介護5	895単位

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費

(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援	641単位
b 要介護1	671単位
c 要介護2	718単位
d 要介護3	766単位
e 要介護4	814単位
f 要介護5	861単位

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援	641単位
-------	-------

ロ 小規模生活単位型短期入所生活介護費

(1) 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費

(一) 要支援	952単位
(二) 要介護1	982単位
(三) 要介護2	1,029単位
(四) 要介護3	1,077単位
(五) 要介護4	1,125単位
(六) 要介護5	1,172単位

(2) 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費

(一) 要支援	918単位
(二) 要介護1	948単位
(三) 要介護2	995単位
(四) 要介護3	1,043単位
(五) 要介護4	1,091単位
(六) 要介護5	1,138単位

- 3 -

b 要介護1	671単位
c 要介護2	718単位
d 要介護3	766単位
e 要介護4	814単位
f 要介護5	861単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)(同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。)において、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注1 イ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)(同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を除く。)において、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)(別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受けるもの又は同条第4項に規定する併設事業所であるものにおいて、指定短期入所生活介護(別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単

位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所(同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を除く。)において、指定短期入所生活介護(別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

4 ロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受けるもの又は同条第4項に規定する併設事業所であるものにおいて、指定短期入所生活介護(別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 5 -

注2・3 (略)

4 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)を利用して
いる者であって、平成17年10月1日以後引き続き従
来型個室を利用するもの(別に厚生労働大臣が定めるも
のに限る。)に対して、単独型短期入所生活介護費又は
併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、当分の間
、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型
短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

5 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者で
あって、次のいずれかに該当するものに対して、単独型
短期入所生活介護費又は併設型短期入所生活介護費を支
給する場合は、それぞれ、単独型短期入所生活介護費(
Ⅱ)又は併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると
医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個
室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身
の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従
来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受
ける指定短期入所生活介護事業所に係る注2の規定によ
る届出については、指定施設サービス等に要する費用の
額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表
指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施
設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定によ
り、注2の規定による届出に相当する介護福祉施設サ
ービスに係る届出があったときは、注2の規定による届
出があったものとみなす。

7 (略)

ハ 栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算 12単位

(2) 栄養士配置加算 10単位

注1 (1)については、利用者の年齢、心身の状況によって

注5・6 (略)

7 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受
ける指定短期入所生活介護事業所に係る注2、注4及び注
5の規定による届出については、指定施設サービス等に
要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告
示第21号)別表第一指定施設サービス等介護給付費単
位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表
」という。)の規定により、注2、注4及び注5の規定による
届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があっ
たときは、注2、注4及び注5の規定による届出があつた
ものとみなす。

8 (略)

適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (2)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

二 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	698単位
b 要介護1	732単位
c 要介護2	781単位
d 要介護3	834単位
e 要介護4	888単位
f 要介護5	941単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 要支援	797単位
b 要介護1	831単位

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	949単位
b 要介護1	983単位
c 要介護2	1,032単位
d 要介護3	1,085単位
e 要介護4	1,139単位
f 要介護5	1,192単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 要支援	863単位
b 要介護1	889単位

c 要介護2	880単位
d 要介護3	933単位
e 要介護4	987単位
f 要介護5	1,040単位

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	685単位
b 要介護1	719単位
c 要介護2	768単位
d 要介護3	821単位
e 要介護4	875単位
f 要介護5	928単位

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a 要支援	685単位
b 要介護1	719単位
c 要介護2	768単位
d 要介護3	821単位
e 要介護4	875単位
f 要介護5	928単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職

c 要介護2	931単位
d 要介護3	973単位
e 要介護4	1,015単位
f 要介護5	1,057単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定短期入所療養介護(指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職

7に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい認知症（法第7条第15項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である老人に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する

4 (略)

5 平成17年9月30日において従来型個室を利用している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

6 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1から注3までの規定による届出に相当す

員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい認知症である老人に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき76単位を所定単位数に加算する。

4 (略)

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1から注3までの規定による届出に相当する介護保

- 9 -

る介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1から注3までの規定による届出があったものとみなす。

8 (略)

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) (略)

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

健施設サービスに係る届出があったときは、注1から注3の規定による届出があったものとみなす。

6 (略)

(2) (略)

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援	667単位
ii 要介護1	701単位
iii 要介護2	811単位
iv 要介護3	1,049単位
v 要介護4	1,150単位
vi 要介護5	1,241単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援	798単位
ii 要介護1	832単位
iii 要介護2	942単位
iv 要介護3	1,180単位
v 要介護4	1,281単位
vi 要介護5	1,372単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援	622単位
ii 要介護1	641単位
iii 要介護2	750単位
iv 要介護3	910単位
v 要介護4	1,066単位
vi 要介護5	1,108単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援	753単位
ii 要介護1	772単位
iii 要介護2	881単位
iv 要介護3	1,041単位
v 要介護4	1,197単位
vi 要介護5	1,239単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援	591単位
ii 要介護1	611単位
iii 要介護2	722単位
iv 要介護3	873単位

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I)		
a 要支援		950単位
b 要介護1		984単位
c 要介護2		1,094単位
d 要介護3		1,332単位
e 要介護4		1,433単位
f 要介護5		1,524単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費 (II)		
a 要支援		905単位
b 要介護1		924単位
c 要介護2		1,033単位
d 要介護3		1,193単位
e 要介護4		1,349単位
f 要介護5		1,391単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III)		
a 要支援		874単位
b 要介護1		894単位
c 要介護2		1,005単位
d 要介護3		1,156単位

- 11 -

v 要介護4	1,030単位
vi 要介護5	1,071単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援	722単位
ii 要介護1	742単位
iii 要介護2	853単位
iv 要介護3	1,004単位
v 要介護4	1,161単位
vi 要介護5	1,202単位
(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I)	
a 要支援	686単位
b 要介護1	720単位
c 要介護2	830単位
d 要介護3	1,068単位
e 要介護4	1,169単位
f 要介護5	1,260単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II)	
a 要支援	686単位
b 要介護1	720単位
c 要介護2	830単位
d 要介護3	1,068単位
e 要介護4	1,169単位
f 要介護5	1,260単位

注1 療養病床 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟 (療養病床に係るものに限る。) において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それ

e 要介護4	1,313単位
f 要介護5	1,354単位

注1 療養病床 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。) を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟 (療養病床に係るものに限る。) において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に

ぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2～5 (略)

6 平成17年9月30日において従来型個室を利用している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）又は病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）又は病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）を算定する。

7 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）又は病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）又は病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

注2～5 (略)

- 13 -

8・9 (略)

(3) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) (略)

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

- (1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)
- (一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)
- a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i) 646単位
- i 要支援

6・7 (略)

(2) (略)

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

- (1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)
- (一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援

929単位

ii	要介護1	682単位
iii	要介護2	734単位
iv	要介護3	786単位
v	要介護4	837単位
vi	要介護5	889単位

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i	要支援	777単位
ii	要介護1	813単位
iii	要介護2	865単位
iv	要介護3	917単位
v	要介護4	968単位
vi	要介護5	1,020単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i)

i	要支援	559単位
ii	要介護1	592単位
iii	要介護2	638単位
iv	要介護3	684単位
v	要介護4	730単位
vi	要介護5	776単位

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i	要支援	690単位
ii	要介護1	723単位
iii	要介護2	769単位
iv	要介護3	815単位
v	要介護4	861単位
vi	要介護5	907単位

(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a	要支援	717単位
b	要介護1	753単位
c	要介護2	805単位
d	要介護3	857単位
e	要介護4	908単位
f	要介護5	960単位

b	要介護1	965単位
c	要介護2	1,017単位
d	要介護3	1,069単位
e	要介護4	1,120単位
f	要介護5	1,172単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a	要支援	842単位
b	要介護1	875単位
c	要介護2	921単位
d	要介護3	967単位
e	要介護4	1,013単位
f	要介護5	1,059単位

(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a	要支援	717単位
b	要介護1	753単位
c	要介護2	805単位
d	要介護3	857単位
e	要介護4	908単位
f	要介護5	960単位

注1 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2・3 (略)

4 平成17年9月30日において従来型個室を利用して~~いる者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)~~に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)、診療所療養病床短期入所療養介護費(II)又は診療所療養病床型短期入所療養介護費(III)を支給する場合は、~~当分の間、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(III)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。~~

5 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床

注1 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2・3 (略)

短期入所療養介護費(ii)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。
 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6・7 (略)

4・5 (略)

(3) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) (略)

(2) (略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

- a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援 842単位
 - ii 要介護1 885単位
 - iii 要介護2 956単位
 - iv 要介護3 1,026単位
 - v 要介護4 1,097単位
 - vi 要介護5 1,167単位

- b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援 973単位
 - ii 要介護1 1,016単位
 - iii 要介護2 1,087単位
 - iv 要介護3 1,157単位
 - v 要介護4 1,228単位
 - vi 要介護5 1,298単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

- a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援 814単位
 - ii 要介護1 856単位
 - iii 要介護2 925単位
 - iv 要介護3 993単位
 - v 要介護4 1,062単位
 - vi 要介護5 1,130単位

- b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援 945単位
 - ii 要介護1 987単位

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

- a 要支援 1,125単位
- b 要介護1 1,168単位
- c 要介護2 1,239単位
- d 要介護3 1,309単位
- e 要介護4 1,380単位
- f 要介護5 1,450単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

- a 要支援 1,097単位
- b 要介護1 1,139単位
- c 要介護2 1,208単位
- d 要介護3 1,276単位
- e 要介護4 1,345単位
- f 要介護5 1,413単位

iii	要介護2	1,056単位
iv	要介護3	1,124単位
v	要介護4	1,193単位
vi	要介護5	1,261単位
(三)	認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i	要支援	798単位
ii	要介護1	840単位
iii	要介護2	907単位
iv	要介護3	974単位
v	要介護4	1,042単位
vi	要介護5	1,109単位
b	認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援	929単位
ii	要介護1	971単位
iii	要介護2	1,038単位
iv	要介護3	1,105単位
v	要介護4	1,173単位
vi	要介護5	1,240単位
(2)	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)	
a	要支援	861単位
b	要介護1	904単位
c	要介護2	975単位
d	要介護3	1,045単位
e	要介護4	1,116単位
f	要介護5	1,186単位
(二)	ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要支援	861単位
b	要介護1	904単位
c	要介護2	975単位
d	要介護3	1,045単位
e	要介護4	1,116単位
f	要介護5	1,186単位

注1 老人性認知症患者療養病棟(指定居宅サービス基準)

(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)

a	要支援	1,081単位
b	要介護1	1,123単位
c	要介護2	1,190単位
d	要介護3	1,257単位
e	要介護4	1,325単位
f	要介護5	1,392単位

注1 老人性認知症患者療養病棟(指定居宅サービス基準)

第142条第1項第4号に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 平成17年9月30日において従来型個室を利用している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、認知症患者型短期入所療養介護費(I)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給していた場合は、当分の間、それぞれ、認知症患者型短期入所療養介護費(I)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

4 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症患者型短期入所療養介護費(I)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ認知症患者型短期入所療養介護費(I)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)又は認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

第142条第1項第4号に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

注5・6 (略)

注3・4 (略)

(3) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に

- 21 -

適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) (略)

(2) (略)

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所生活介護費(I)(1日につき)

- (一) 要支援 513単位
- (二) 要介護1 545単位
- (三) 要介護2 588単位
- (四) 要介護3 632単位
- (五) 要介護4 676単位
- (六) 要介護5 720単位

(2) 基準適合診療所短期入所生活介護費(II)(1日につき)

- (一) 要支援 644単位
- (二) 要介護1 676単位
- (三) 要介護2 719単位
- (四) 要介護3 763単位
- (五) 要介護4 807単位
- (六) 要介護5 851単位

注1 指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 平成17年9月30日において従来型個室を利用している者であつて、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、基準適合診療所短期入所療養介護費(II)を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基準適合診療所短期入所療養介護費(1日につき)

- (1) 要支援 796単位
- (2) 要介護1 828単位
- (3) 要介護2 871単位
- (4) 要介護3 915単位
- (5) 要介護4 959単位
- (6) 要介護5 1,003単位

注1 指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

- 4 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。
- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
 - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
 - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 (略)

3 (略)

(3) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。